

運賃改定のお知らせ

令和元年 9 月吉日

お客様には、いつもタクシーをご利用いただき、誠にありがとうございます。

京都市域交通圏※1のタクシーは、消費税増税に伴いまして、**令和元年10月1日**

(火) より運賃を改定させて頂くこととなりましたのでお知らせいたします。

今後も、より一層の安全・安心・快適なタクシーサービス提供に努めてまいりますので、ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

※1. 京都市域交通圏

【京都市(旧京北町を除く)、向日市、長岡京市、宇治市、八幡市、城陽市、京田辺市、木津川市、乙訓郡、久世郡、綴喜郡、相楽郡の地域】

☆運賃は以下のとおりです。(上限運賃額で表示しています。)

現行運賃					改定運賃				
車種	初乗		加算		車種	初乗		加算	
	距離	運賃	距離	運賃		距離	運賃	距離	運賃
特定大型車	1.2km	490 円	180m 毎に	80 円	特定大型車	1.2km	500 円	177m 毎に	80 円
大型車		470 円	200m 毎に		大型車		480 円	197m 毎に	
普通車		450 円	255m 毎に		普通車		460 円	252m 毎に	

・深夜早朝の割増運賃の適用時間は**午後 10 時から午前 5 時まで**の間です

※運賃改定の詳しい内容は、インターネット(<https://kyoto-taxi.or.jp>)をご覧ください。



一般社団法人
京都府タクシー協会
Kyoto Taxi Association

京都タクシー業務センター